

平成29年労第41号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、ホースの検査業務等に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、自宅において縊頸により自殺を図ったが、一命をとりとめ、以後精神科での治療を受け、平成〇年〇月〇日に復職したものの、平成〇年〇月〇日、会社内のトイレで縊死しているところを同僚に発見された。死亡診断書によると、死亡したとき「平成〇年〇月〇日、午後〇時頃」、直接死因「縊頸」、死因の種類「自殺」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して遺族補償給付を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。

請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者に発病した精神障害及びその後の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日頃に、ICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病した旨述べている。被災者の症状の経過等に鑑みると、当審査会としても、専門部会の意見は妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷を検討すると次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

評価期間中、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外の出来事」について

(ア) 請求人及び再審査請求代理人（両者を併せて以下「請求人ら」という。）らは、被災者がCに結婚予定を報告すると突然、丙種化学技術検定の受験を強要され、プレッシャーになった旨主張しているが、Cは、要旨、「平成

○年○月○日に被災者に高圧ガスを安全に使用するための受検を打診し、被災者から承諾を受けた。被災者の結婚の話を知ったのは、自分の記憶では○月か○月である。」と述べている。

この点、請求人提出の手帳には、平成○年○月○日の欄に「被災者Dで試験」及び同月○日の欄に「被災者からプロポーズされる」との記載が認められることも踏まえると、被災者がCに結婚予定を報告する以前に、受検の打診があり、被災者が承諾した上で受検に臨んでいたものとみるのが相当であり、請求人らの「結婚予定を報告すると受検を強要された」とする主張を認めることはできない。

また、請求人らは、当該受検が難易度の高いものであり、その準備による心理的負荷は「強」である旨主張しているが、被災者が受検を指示された試験は甲種、乙種、丙種の3種類のうち比較的容易である丙種であるところ、被災者は関連する高圧ガス販売主任者の資格を既に有しており、一定程度知識を有していたと推察され、また、被災者が受検準備のために具体的に困難な状況にあったとの事情も認められず、さらに、講習修了証を交付され、試験科目の免除も受けられることからすれば、当該受検準備が被災者にとって強い心理的な負荷となったとはみることはできず、請求人らの主張を認めることはできない。

(イ) 請求人らは、同じ組で働いていた派遣社員が退職し補充はなく、被災者が○人で担当していた仕事を○人で担当することになったことの心理的負荷の強度は「中」である旨主張するが、Cは、要旨、「被災者の製品検査業務は、EやFが応援していたので、被災者の仕事が増えることはなかった。」と述べており、また、「G課 検査掛人員の個人別、月ごとの人員・労働時間比較表」に記載された労働時間によっても、被災者の労働時間が増加したことは認められないことから、被災者の職場の人員削減はあったものの、被災者の担当する業務が増加したとみることはできず、請求人らの主張は認めることはできない。

(ウ) 請求人らは、被災者の遅刻に対するCの指導について、監督署長の心理的負荷の評価は誤っている旨、また、被災者が平成○年○月○日から同月○日までの間体調不良により会社を休んだ際のCの対応は、パワハラと評価され、その心理的負荷は「強」である旨主張している。

この点、Cは、要旨、「遅刻が多いことに対し、社会人として直して欲しいと考えて電話やメールをした。」と述べており、被災者がたびたび遅刻や当日休暇を申し出ていることや、Eが、「被災者は遅刻が多かった印象があります。」と述べていることを踏まえると、被災者の遅刻に対するCの指導は、遅刻等が多い部下職員に対する業務指導の範囲内とみるのが相当である。

なお、被災者の携帯電話のメール履歴によれば、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの間に、Cが被災者に対して複数回メール送信しており、同月〇日には被災者の自宅を訪問していることが認められるところであるが、メールの内容及びそれ以前の被災者の出勤状況等からすると、Cは、被災者の当日休暇の申出に対して、業務計画の都合や部下の勤務姿勢に対する指導のために連絡をしていたものとみるのが相当である。

そうすると、Cの被災者に対する注意・指導は業務指導の範囲内であり、請求人らが主張するようにパワハラに該当するとまでは認められず、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、この出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当し、指導内容等からみて、その心理的負荷の強度は「弱」と判断する。

(エ) 以上のとおり、当審査会としても、評価期間における業務上の出来事の心理的負荷の強度は「弱」と判断する。

(4) また、請求人らは、被災者は平成〇年〇月〇日の復職以降、業務上の事由により本件疾病が悪化した旨主張することから、検討すると以下のとおりである。

ア 請求人らは、被災者の復職に当たり「〇月中は半日勤務、〇月からは残業なしの定時勤務、その後徐々に残業する」との復職枠組みが設定されていたにもかかわらず、その枠組みを無視してCから残業指示等が行われた旨主張している。

この点、労働時間集計表によれば、平成〇年〇月以降、被災者の労働時間は1日8時間を若干超える日が数日認められるものの、週40時間を超える労働時間となったのは同年〇月〇日以降であり、同日から同年〇月〇日までの間の時間外労働時間数も4時間48分程度にすぎず、被災者の上記復職枠組みから大きく外れたものとはなっておらず、請求人らが主張するような復

職枠組みを無視した残業指示が行われたものと認めることは困難である。

一方で、Cは、精神疾患の労働者への接し方がよくわからず、どのような声のかけ方、接し方をすればよいか苦労した覚えがある旨、述べており、被災者がノートに記載した内容及びH医師作成の意見書も踏まえると、C及び同僚の被災者に対する発言等により、被災者には一定程度心理的負荷を生じていたことが推察されるものの、上記のとおり残業の強要があったものとは認められず、たとえC及び同僚の言動に配慮に欠ける面があったとしても、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当するものとは認められない。

イ 請求人らは、被災者が、会社の担当者及びCから、要旨、「残り〇日間欠勤すると自然退職となり、欠勤が可能な日数は定年までリセットされず変わらない。」と伝えられており、これは退職強要に該当する旨主張する。

この点、一件記録を精査するも、会社の担当者及びCが同趣旨の発言を行ったことは確認できず、I看護師が、要旨、「いつだったか記憶は定かではないが、被災者は〇年〇月間休んでいたのも、あと〇か月休むと自然退職となると言った。」と述べているものの、長期休業者に対する制度説明を行ったものとみるのが相当であり、これをもって退職強要があったものと認めることはできず、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当するとも認められない。

ウ そうすると、被災者が平成〇年〇月〇日に復職して以降、業務に関して認定基準別表1の「特別な出来事」に該当するような出来事があったとは認めることはできず、復職後、たとえ被災者の本件疾病が悪化していたとしても、その悪化は業務上の事由によるものと認めることはできない。

(5) 以上のことから、被災者の本件疾病発病前の業務による心理的負荷の強度は「弱」とどまるものであり、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、また、たとえ請求人らが主張するように本件疾病が悪化していたとしても、その悪化も業務上の事由によるものとは認められず、したがって、被災者の死亡は業務上の事由によるものと認めることはできない。

3 以上のとおりであるから、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。